



## 有価証券の評価

- 有価証券は決算時に時価法で評価する。
  - 以下の表の通りに処理する。なお、金融証券の会計処理については本講義後半に行う。

帳簿価額 < 時価	(借方) 有価証券 *** (貸方) 有価証券評価益 ***
帳簿価額 > 時価	(借方) 有価証券評価損 *** (貸方) 有価証券 ***

## 端数利息の処理

- 公社債を利払い日以外に売買すると、端数利息という問題が生じる。
  - 端数利息とは前回の利払い日から売買当日までに発生した利息のことで、公社債の買い主から売り主に対して支払われるものである。
  - 次の図を見ながら検討しよう。

利払日:3/31と9/30 売買日:5/31

3/31 5/31

4 /

5 / 31

四  
三

壳貢日:5/31

```

graph LR
    A["売り主A  
に帰属す  
る利息"] -- "買い主Bに帰属す  
る利息" --> B["買い主B"]

```

义解

- 売り主Aは9/30の利払日前に公社債を5/31に売却した。9/30に公社債利息を受け取るのは買い主Bであるが、少なくとも4/1から5/31までの利息については売り主Aが受け取る権利を持つ。
  - つまり上の表によれば4/1から5/31までの利息について買い主Bは端数利息を売り主Aに支払う必要がある。以上をふまえて次の仕訳がなされる。

売り主と買い主の仕訳



## 端数利息の計算

**端数利息**  
=公社債の額面金額  
×年利率  
×前回利払い日の翌日から／365日  
支払当日までの日数

## 有価証券の貸借

- 有価証券の貸借が行われるのは、借り入れた有価証券を担保に資金の貸し付けを受けるとき、あるいは借り入れた有価証券を売却して資金を調達するときなどがある。
- 貸した側(貸し主)は貸付料を受け取り、借りた側(借り主)は借用料を支払う。また貸借された有価証券の所有権は貸し主から借り主に移転する。しかしその有価証券の利息／配当金は貸した側が受け取る。

- 貸し主は他の有価証券と区別するために次の仕訳をたてる。なお金額は帳簿価額である。

(貸付有価証券) \*\*\* (有価証券) \*\*\*

この貸借を消費貸借という。  
所有権が移らない貸借を使用貸借という。

分に移るので、しかし将来同じ銘柄の有価証券を同じ数量変換しなければならない。そこで次の仕訳が必要となる。なお、金額は時価である。

(保管有価証券) \*\*\* (借入有価証券) \*\*\*

## 有価証券の差入れと預入

- 借入金の担保として預入された場合、有価証券の貸付料は移転するが、所有権が移転したかどうかは同一の有価証券を差入れた側に返還なければならない。
- 使用貸借と消費貸借の違いは民法では重要な違いである。

この貸借を使用貸借という。先ほど(消費貸借)との違いは所有権が移転したかどうかとなる。従って預入された同一の有価証券を差入れた側に返還なければならない。

## 差入れと預り

- 差し入れた側の仕訳。ただし金額は帳簿価額である。

(差入有価証券) \*\*\* (有価証券) \*\*\*

- 担保として預かった側の仕訳。ただし金額は時価である。

(保管有価証券) \*\*\* (預り有価証券) \*\*\*